

平成22年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成22年9月10日（金曜日）午前9時12分開議

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員の選任について
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 町長の所信表明
- 日程第7 報告第3号 財政健全化判断比率等について
- 日程第8 第34号議案 副町長の選任について
第35号議案 幸田町固定資産評価員の選任について
第36号議案 教育委員会委員の任命について
承認第1号 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第9 第37号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第38号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第40号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第41号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第42号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第48号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第49号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成21年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成21年度幸田町水道事業会計決算認定について

日程第10 決算審査意見の報告

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽 弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦 務君
10番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	総務部長 新家道雄君
健康福祉部長 伊澤伸一君	参事 杉浦 護君
環境経済部長 松本和雄君	建設部長 鍋田堅次郎君
会計管理者 鈴木政巳君	教育長 内田 浩君
教育部長 牧野良司君	消防長 酒井利津夫君
監査委員 鴨下 登君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 局長 鈴木久夫君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

季節は秋になりましたが、いまだにその気配すら感じられない記録的な厳しい残暑が続いています。各位には、健康管理に十分御留意いただきたいと思います。

過日、幸田町の防災訓練が実施されました。東海地震や大型台風などによる大災害がいつ起こるかわかりません。行政も家庭も、防災に対する備えをいま一度確認し、万全なものにしたいものであります。

本定例会に提出されました議案等は、お手元の議案目録のとおり、報告第3号 財政

健全化判断比率等についてを初め副町長の選任について、平成22年度補正予算並びに平成21年度決算認定など、合わせて28件であります。

特に、決算認定は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、町民にかわって政策行政効果を評価・監視する極めて重要な意味があります。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託にこたえるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる御審議と円滑なる議会運営に格別の御協力をお願い申しあげまして、開会のあいさつといたします。

お諮りします。

本日、議場において、中日新聞社、朝日新聞社、東海愛知新聞社、三河湾ネットワーク社各社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定いたしました。

ここで、去る8月22日の補欠選挙にて幸田町議会議員となられた山本隆一議員、浅井武光議員よりあいさつをいただきます。

初めに、山本議員からお願いいたします。

[8番 山本隆一君 登壇]

○8番(山本隆一君) 皆さん、おはようございます。

議長から御指名のとおり、先回の補欠選挙によりまして、投票により5,000票を超す町民の皆様方の温かい御支援により当選させていただきました山本隆一であります。

27年ぶりに3度目の議会に送っていただき、この御恩を忘れることなく、今後の町政の教訓として、明るい町民の幸せ、議会の改革、町政の改革、無駄を省く社会に奉仕する議員として活動してまいりたいと思います。皆様の御指導をよろしくお願いいたします。

この議会に対することにつきましては、皆様方の御指導により、一生懸命議会活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この席で言っているかわかりませんが、けさも早く高力地内から、朝、住民の方がマムシを持ってみえました。このマムシも、今まで川がありましたけれども、四方ふたを着せたために水を飲むことができないので、畑に出て、その方もかまれる寸前でありましたが、辛うじてかまれずに済んで、きょう、役場へ持ってきましたけれども、やはりその環境について、もう少し今後考えていただきたいということを環境のほうにも申し上げましたが、やはり環境が変わることによってマムシも変わるなというふうに思いました。

簡単ではございますが、皆様に一言お願いをいたしまして、ごあいさつといたします。よろしくお願いをいたします。

[8番 山本隆一君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 続きまして、浅井議員、お願いいたします。

[1番 浅井武光君 登壇]

○1番（浅井武光君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長様から説明のとおり、先回の補欠選挙におきまして当選させていただいた浅井武光であります。

私は、坂崎で生まれ、坂崎で育ち、大変地元の方にお世話になっておるものであります。

何分にも新人でありますので、わからないことが多々あると思っておりますけれども、皆様方の御協力により御指導をいただきながら一生懸命議員活動をしていきたいと、こういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

簡単でありますけれども、皆様に一言お願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔1番 浅井武光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ありがとうございます。

定例会招集に当たり、町長のごあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

ことしの夏は記録的な猛暑が続きまして、9月に入りまして、このところ若干、朝夕涼しさを覚えるようになりました。

本日、ここに平成22年第3回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のところ、早朝より御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして何かと御指導・御高配を賜っており、改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、私ごとでございますが、過日の町長選挙に際しましては、何かと御心配・御迷惑をおかけしました。

私の就任に当たってのごあいさつにつきましては、後ほど所信表明の中で述べさせていただきますと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の定例会に提案させていただきます議案は、副町長の選任、教育委員会委員の任命同意など、人事案件3件を初め報告議案1件、承認議案1件、単行議案4件、補正予算9件、決算認定10件、合わせて28件でございます。

特に、先ほど議長のごあいさつでも触れられましたけれども、決算は平成21年度予算がどう活用されたか、1年間の行政運営の総括であり、次年度以降の参考となる極めて重要なものばかりでございます。全議案とも慎重かつ円滑に御審議の上、可決・承認を賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、どなたの質問も私にとっての今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございます。真摯に受けとめまして、誠意を持って対応させていただきたいと存じます。

ここで、1点、報告とお願いを申し上げます。

副町長の選任に関しましては、総務部総務防災課長から9月7日付で退職申し出があ

り、昨日、9日付をもってその申し出を受理いたしました。

したがいまして、総務防災課長が空席となっており、今議会会期中は、総務部長の総務防災課長事務取扱を命ずる辞令を9月10日付で発令いたします。御承知おきをお願いしたいと存じます。

よって、21日、22日の決算特別委員会においては、副町長及び総務部長によって説明答弁に当たらせていただくこともあろうかと存じます。その点につきましても、議長をお願いを申し上げまして、初めての議会で戸惑うことも大変あろうかと思いますが、よろしくをお願いを申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 本日、お手元に配付いたしました資料の御案内をさせていただきます。

まず差しかえ分でございますが、第34号議案 副町長の選任について、第35号議案 幸田町固定資産評価委員の選任についてでございますが、これにつきましては、議案書及び議案関係資料の差しかえを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、追加資料といたしましては、監査委員の平成21年度決算審査意見書、それと町長の所信表明を追加資料として配付いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成22年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時12分

○議長（鈴木三津男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時13分

○議長（鈴木三津男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、議席の指定を行います。

山本隆一君、浅井武光君の議席に関し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

なお、変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりでありますので、御了承願

ます。

日程第2

- 議長（鈴木三津男君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 鈴木修一君、11番 大須賀好夫君の両名を指名いたします。

日程第3

- 議長（鈴木三津男君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から10月4日までの25日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

- 議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から10月4日までの25日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第4

- 議長（鈴木三津男君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
山本隆一君、浅井武光君の常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、浅井武光君を総務委員に、山本隆一君を文教福祉委員にそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

- 議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。
よって、浅井武光君を総務委員に、山本隆一君を文教福祉委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

日程第5

- 議長（鈴木三津男君） 日程第5、諸般の報告を行います。
例月出納検査3件、5月、6月、7月分及び定期監査1件、財政援助団体等監査1件であります。これはお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第6

- 議長（鈴木三津男君） 日程第6、町長の所信表明を行います。
町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

- 町長（大須賀一誠君） 本日、ここに町長就任後初めての議会定例会に当たり、ごあいさ

つを申し上げるとともに所信を申し述べ、施策の方針を明らかにし、議員の皆様方を初め町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さきの町長選挙におきましては、多くの町民の皆様方の温かい御支援をいただき、激戦の末に当選をさせていただきました。身に余る光栄でございます。深く感謝いたすとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

私はこれまで町職員として、また副町長として、合わせて35年余り行政の一端を担わせていただきました。今回の選挙では、多くの町民の皆様をお会いし、御指導・御鞭撻を賜るとともに、町民の生の声をお伺いし、改めて政治に携わる者の使命と申しますか、その責任の重さを痛感しているところでございます。

私は今回の町長立候補に当たり、後援会活動を通じて、「愛する幸田町を幸せなまちにするために、確かな力、誠実な力」として、一歩先の幸せなまちを実現できるよう訴えてまいりました。

今、国・県・本町を取り巻く環境は、リーマンショック・トヨタショック・政権の交代・長引く景気低迷の中、極めて厳しい状況にあり、既に御承知のとおりでございます。

当分の間は、町民の皆様方に、我慢をお願いすることもあるかと思っております。厳しい町財政の中、徹底して無駄を省き、行財政改革によってピンチをチャンスに変えるため、私の改革「8つの誠」の実現を目指してまいります。

なお、現在進行中の「第5次総合計画」につきましては、町政運営の大きな柱でもあり、その計画には沿ってまいりますが、改革を進める上で変更することも検討しながら進めてまいりたいと考えております。

まず、第1の誠でございます。「誰もがイキイキ健康に暮らす町」といたしました。

障害者、お年寄り、また家庭内介護者のフォローを手厚く、福祉医療制度の維持、健康・福祉の充実を図ります。

第2の誠は、「地震・豪雨など災害に強い町」であります。

地区ごとの防災体制を充実し、防災カメラによる全町監視システムを整備し、防災上最大のアキレス腱である広田川を改修し、大災害にも迅速に対応できるようにいたします。

第3の誠は、「広域行政の推進」であります。

新たな広域行政圏域を模索しながら、近隣の市との関係を密にし、広域行政サービスの実現を目指すとともに、持続可能なまちづくりを目指します。

第4の誠は、「子ども達が未来に羽ばたく町」であります。

学校環境を整備するとともに、いじめや不登校問題を一掃できるようにします。また、保育ニーズに対応すべく公立保育園の民営化を図り、幼保一元化についても、自宅保育や休日保育などのサポート体制を整備しながら、育児負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を推進します。

第5の誠は、「産業が活気づく豊かな都市整備」であります。

幸田駅、三ヶ根駅、建設中の（仮称）相見駅の3駅を拠点としたまちづくりを進めるため、幸田駅前には市街地整備と商業活性化の一体的推進を目指します。

また、（仮称）相見駅につきましては、市街地開発により町北部の都市核として周辺

都市機能の整備を図ります。最終的には、これらを起点に、新規産業を誘致し、産業の振興を進めます。

第6の誠は、「自然と共生する豊かな環境づくり」です。

幸田の豊かな環境を維持するため、循環型社会を実現します。また、自然を守り活かすことで、快適で暮らしやすい・環境に優しいまちづくりを実現します。

第7の誠は、「文化の香りただよう町」であります。

先人から受け継いだ貴重な文化財を大切に守りながら、本光寺周辺など文化財の保護と継承を図り、新たに歴史との触れ合いを創出します。

また、ハッピーネス・ヒル・幸田を中心に、文化振興にも継続して力を注ぎます。

最後に、第8の誠は、「行政意識の向上・サービスの徹底」であります。

健全財政を維持しながら、安定した行政サービスを持続していきます。必要な事業は積極的に推し進め、見直すべきは見直し、時代の変化に対応する町政を実現します。

また、幸田町として、将来の安定を目指した財政運営と、世代・性別・地域の差のない、バランスのとれた行政運営を目指します。

具体策としましては、まず事業仕分けを徹底いたします。

厳しい町財政の中では、改革を進める上で、これまでの姿勢を見直す必要があると考えます。個々の事業ごとに現場の声や実情に基づき、外部の視点も取り入れながら、開かれた事業を推進していく必要があります。それが今後の町政を持続するために必要なことだと考えます。そのために、「第9次行政改革大綱」のもと、事業仕分けを研究し導入します。

近い将来、住民サービスのための総合窓口を設置します。

住民の皆様には、利便性の高いサービスを提供することが今求められています。例えば、役場に総合窓口を設け、ワンストップサービス、ほとんどの手続きが1カ所で済ませられるということでもありますけれども、それを実現し、スムーズでスピーディーなサービスを提供できるよう、業務の革進を行いたいと考えております。

次に、3駅のバランスのとれた整備であります。

幸田町では、(仮称)相見駅を含む3駅の拠点をもとに、都市形成計画が進められています。それぞれの駅が、響き合いながら、それぞれが町の玄関として、物流や観光の拠点として、地域の特徴をあらわすようなまちづくりを行い、バランスのとれた商業地域として活性化と都市形成を促進したいと考えております。

また、農業の再起動という点においては、もともと農業が盛んな地域という印象がありながら、地元の農産物の消費率はそれほど高くなく、農業従事者の高齢化も進んでおり、農業の沈滞化が進んでおります。

調和のとれた豊かなまちとなるために、新しい農業政策を充実させる必要があります。そこで、地域農業アクションプログラムに基づく効率的かつ安定的な農業形態の育成を図り、地域特産物や新しい農産物の開発・育成と、地産地消の推進による地元農業の活性化を図ってまいります。

産業面では、新産業・新規事業への誘致を推し進めます。

今や本町のみならず、経済再生が重要な課題であると同時に、本町の経済を支える産

業の活性化や産業基盤の充実が重要な課題となっています。現状を維持するだけではなく、先端産業の誘致、新技術・新産業の創出など、積極的に働きかけていくほか、交通拠点としての地の利を生かした産業誘致も同時に推し進めたいところであります。

幸田に住む者として、「誰もがイキイキ健康の町」となれるよう、各種健康相談・健診・子宮頸がんや前立腺がん等のがん検診など、さまざまな健康対策事業に取り組み、安心して生き生き暮らせる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

高齢化が進む中、未来の幸田のために、必要な子育て支援も実施します。子供を産み育てることに喜びを感じながら、子供の成長に何が大切かを考え、育児にかかわる環境整備を図り、次世代につなげたいと考えております。

以上、各般にわたり所信の一端を申し上げましたが、これらの誠を実現するに当たっては、国・県はもとより、隣接する市町とも連携を密にしながら、十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

本町を取り巻く情勢は極めて厳しいものがありますが、町民の皆様とともに力を合わせて、「愛する幸田町を幸せなまちにするために」一歩先の幸田町を実現するため、頑張るまいりたいと存じます。

議員各位を初め、町民の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、就任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 町長の所信表明は終わりました。



日程第7

○議長（鈴木三津男君） 日程第7、報告第3号 財政健全化判断比率等について報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、最初に報告第3号でございます。

財政健全化判断比率等についての報告でございます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

この件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、平成21年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、3ページの監査委員の意見書を付して報告するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、財政健全化の四つの判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、昨年度同様黒字となりましたので、数値が計上されませんでした。

次に、実質公債費比率は、過去3年間の平均値であり、今年度は11.4%で、前年度比0.5%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率については、前年度は6%ありましたが、不況の長期化に備え基金を積み立てたことにより充当可能財源が増加したため、本年度につきましては数値は計上

されませんでした。

また、公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計すべてにおいて黒字となり、数値が計上されませんでした。

なお、指標が一つでも基準値を上回る場合は、早期健全化計画等の作成が義務づけられることとなりますが、本町につきましては、すべての項目において基準値を下回っております。

また、各比率の明細につきましては、議案関係資料の1ページから4ページを御参照いただきたいと思います。

以上報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） これをもって、報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時42分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第8

○議長（鈴木三津男君） 日程第8、第34号議案 副町長の選任について、第35号議案 幸田町固定資産評価員の選任について、第36号議案 教育委員会委員の任命について、承認第1号 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、以上の4件を一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、続きまして、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、第34号議案 副町長の選任についてであります。

提案理由といたしましては、幸田町副町長を選任する必要があるからであります。

6ページをお開きください。

現在、空席となっております副町長につきましては、新たに前総務部総務防災課長を充てたいというものでございます。

名前は、成瀬 敦氏、幸田町大字菱池字縄手下52番地1、昭和31年12月2日生まれ、53歳でございます。

成瀬 敦氏を選任しまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

任期につきましては、平成22年9月10日から4年間でございます。

成瀬 敦氏につきましては、昭和55年に幸田町に奉職し、ことしが31年目となり

ます。その経歴中25年を総務企画部門、総務課、企画課に身を置きまして、ほかには土地改良課等々も回っておりますけれども、平成19年度から総務防災課長として広く町政を見渡せる立場におります。また、中心的な役割を果たしてまいりました。

今回の選任に当たりまして、9月7日には退職願が提出されておりましたが、今議会の同意をいただくため、私の預かりとし、9月9日付で退職とし、議決いただきました後に辞令を交付する予定となっております。

履歴書にありますように、豊富な行政経験によって町政や職員のことにも熟知し、洞察力にすぐれて、私の補佐役として最も適任者であるというふうに思っております。何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議案関係資料は5ページから7ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、7ページをお開きください。

第35号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてであります。

提案理由といたしましては、大須賀一誠評価員の辞任に伴い、選任する必要があるからであります。

8ページをお開きください。

内容としましては、大須賀一誠評価員が平成22年3月末日をもって辞職する旨の願いが提出されておりました。その後、空席となっておりました評価員として、新たに成瀬 敦氏、幸田町大字菱池字縄手下52番地1、昭和31年12月2日生まれ、53歳を選任し、地方自治法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

任期につきましては、平成22年9月10日でございます。

成瀬 敦氏につきましては、昭和55年に幸田町に奉職し、31年目の経歴中25年間に企画・総務、また土地改良等におきまして、平成19年からは総務防災課長として中心的な役割を果たしてまいりまして、今回の選任に当たりまして税務部門の在職経験はございませんけれども、経歴書にもありますように、固定資産評価委員会を所管する総務防災課長を経験しており、評価員としても適任と考えます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、なお関係資料は8ページから10ページであります。御参照お願いいたします。

続きまして、第36号議案 教育委員会委員の任命についてでございます。

9ページをお開きください。

提案の理由といたしましては、高橋敏文委員の任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

10ページをお開きください。

その後任として、谷川章義氏、幸田町大字高力字熊谷47番地、昭和23年6月3日生まれ、62歳でございます。

谷川氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

任期につきましては、平成22年10月1日から4年間でございます。

谷川氏につきましては、昭和46年3月、愛知教育大学を卒業された後、平成21年3月まで小・中学校の教諭を務められ、平成14年から北部中学校の校長、平成17年から荻谷小学校の校長、平成20年度は幸田小中学校校長会会長も務められました。

人格も高潔にして温厚で長年にわたる教育現場の経験から、将来の教育行政推進に期待できる方であり、誠心誠意取り組んでくれる方と、また適任と考えております。よろしく願いをいたします。

議案関係資料につきましては、11ページから13ページでございます。

なお、谷川氏とは9月1日に私本人と面談いたしまして、非常に立派な方だというふうに思っております。

次に、承認第1号をお願いいたします。

承認第1号 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、浅井武光委員の辞任に伴い、遅滞なく選任する必要があるからであります。

12ページをお開きください。

浅井 進氏、幸田町大字坂崎字平蔵脇60番地、昭和27年2月25日生まれ、58歳でございます。

浅井氏につきましては、昭和50年3月、岐阜大学の工学部を卒業され、同年4月、アイシン精機株式会社に就職され、現在は生産技術部に配属されておられます。

浅井氏は、実直かつ誠実な方で、平成18年及び平成19年度において坂崎区長代理を経験され、地域での信望も厚く、納税者の固定資産評価への信頼も確保する視点において適任者であります。

この選任につきましては、地方税法第423条第4項の規定において、委員が欠けた場合には遅滞なく選任しなければならないとされており、議会が閉会中であるときは、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができるとなっております。

また、同条第5項の規定により、議会の同意を得ないで補欠委員を選任した場合、事後の承認を得なければならないとなっており、今定例会において承認をお願いするものでございます。

なお、補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間であり、平成22年12月31日までであります。

議案関係資料につきましては、14ページから16ページであります。

以上、人事案件3件、承認案件1件について、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、よろしく御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時02分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第34号議案について質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、日程というか、日にちの確認をいたします。

成瀬 敦氏が退職届を出した日にちにつきまして、町長は開会のあいさつでは9月4日と、提案説明でいきますと9月7日ということになっておりますが、4日なのか7日なのか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は9月7日と申し上げたと思っておるんですけども、私がい方を間違えたかどうかは知りませんが、9月7日ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 退職届は9月7日の火曜日ということですよ。聞き手の粗相は言い手の粗相ということで、話を進めていきます。

私は、町長がこの34号議案を提案説明する、その冒頭で、当然聞かれるべき言葉があつてしかるべきだなど、こういうふうに関心を持って聞いていたわけですが、ございませんでした。

この34号議案、いわゆる副町長の選任の議案が議員に示されたのは本日ですよ、きょう。あなたが総務部長から当時の助役に選任にされるときには、議会が開かれる1週間ほど前に、もう少し前ですが、大ざっぱに言って1週間前に議会運営委員会というのが開かれます。その議会運営委員会には、あなたが助役として選任される議案という形で、氏名は大須賀一誠という形で、事前に議会運営委員会に話がされて、そして議案書と同時に全議員に配付がされております。今回、それがございませんでしたよね。そのことについて、まともな議案の提出のされ方がどうかと、そのことに一言も触れなかったという点でいきますと、私は議会軽視に当たると。あなたが町長になって一番初めに提案をする議案が議会軽視のそしりを受けると、私は大変不名誉なことだと思うんですが、そこら辺はなぜ省かれたのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この人事案件につきましては、非常にやっぱり内部昇格ということでやりますと、内部の動揺もいろいろございます。

本来でございますと、伊藤宗次議員がおっしゃるように、議運の段階で前もってお示しするということが一番よかったかと思っておりますけれども、最終的な決定の段階に至るまでになかなか時間もかかりまして、報告する段階に至らなかったということで、このような形になったわけでありまして、以後におきましては、よくその辺も注意いた

しまして、議会軽視と言われないような形で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こればかりやっとなると本題に入れなくていかんわけですが、ただ言えることは、内部昇格が公になると内部に混乱が起きると。混乱が起きるような何で人事をやるんだ。混乱が起きようと何しようが、あなたが信念を持ってこの人を副町長として議会に提案する、これでいいわけです。

だから、議会の十分な事前の審議を保障するかどうかというはかりにかけたら、内部に動揺が広がるから、それは陰でと。事前がよかったかもしれんけれども、時間もかかりますよと。

あなたは、その議会運営委員会のときに「慎重に検討しとる最中でございます」と、こういうことを言われましたよね。あなたは慎重に検討する時間は保障してくれと、議会のほうはどうでもいいと、出しゃあ、するっとところてんだと。議会は黙って通してくれるから、議会に事前に慎重に検討していただく必要はないと、当日で結構だと。だから議会軽視だということを言っとるんです。二つあるんです。

内部動揺が広がるから、内部登用については直前なければ明らかにせん。明らかにせんといいながら、大概、ここら辺に座っとる人、みんな9月1日、あるいは2日の時点で大体承知しとるんですよ。ただ、それが公になったかならんかというのはきょうです。それだけの話。マスコミの一部では報道されておりますよね、固有名詞は上げないけれども。

という状況から含めていくなれば、私は今のあなたの言ったことが、今後において議会軽視ということのそしりを受けないと、そういう点からいきますと、極めて不十分な通り一遍の答弁だなど。自分と言うよりも、提出者は十分な慎重な検討の時間を要するけれども、しかし議会へ提出するのは即日でいいと。当日に出して、当日に結論出してくれれば、それで事足りると。そういうものについての問題をきちっとしていただきたいということを申し上げておる。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今後におきまして、その辺も十分加味しながら行政を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 日本にはいろんなことわざやたとえ話がたくさんありますよね。そのことわざとかたとえ話というのは、非常に当を得たなど、こういうことわざ・たとえがございます。

そのような中、今回、成瀬氏が副町長として氏名が上げられた。上げられたときに、ああ、これは論功行賞の人事だなど、率直に私は思いました。論功行賞、そういう点ではいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） その論功行賞というのはどういう意味を指しておられるのか、私はよくわかりませんが、人格的にも適格な人間だと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、また一つのたとえで、論功行賞がよくわからんと、わかつつても言っちゃいかんかと、そういうことですわ。

もう一つは、以心伝心という言葉がございますよね。以心伝心、つまり言葉で言いあらわさなくてもお互いに通じる心がありますよと。今回、そういう点からいけば、一連の流れとして、論功行賞、よくわからんけれども、以心伝心でしたよと、こういうふうにも思えるわけです。そこら辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 以心伝心と、お互いにやっぱり長い間、職員、いろんな方とも、成瀬氏だけじゃなくして、ほかの方ともいろんな以心伝心というのがあるわけでありまして、この方に特にどうこうという気持ちはございません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは一般論です。具体的に今、議案として副町長を成瀬 敦氏という形で議会に提出をされ、提案された。その内容から、私は質疑に加わったという点からいけば、一般論として以心伝心、「それはほかの職員も一緒ですわ」なんて言うのは、まぜっ返しということ。

つまり、以心伝心とは、論功行賞を含めて、あんたはようやってくれた。何をやってくれたかはあなたは胸の中に十分傷跡を持っておられるなというふうに思うわけですが、そういう中で、心で言って、口であらわさないけれども、ほめてつかわずと、その功績は大であるから副町長だよという以心伝心ですよ。まぜ返しじゃない、具体的な話です。いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） そういう意味でとらえられるというのは、非常にちょっと私自身も残念だなと思っております。

私は、今回の選挙におきまして9,000票ちょっと、相手方の方は7,000票という票があるわけでありまして。その中に、相手候補も非常に役場の副町長なり幹部が町長になることにいささか懸念で、役場の中がよどんでいると、そういうことを非常におっしゃってございました。

それはどういうことかなと、人事の刷新をしていないんじゃないかと、そういうことも私は加味をしながら、いろいろ検討に検討を重ねて、今回のこういう人事になったということでございますので、御了解いただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別に相手方が何を言ったかかになを言ったかということあげつらって自分のやっていることを正当化するという手法は、私はいただけない。率直に申し上げるならば、今回の選挙の中で、本来、公正中立であるべき選挙管理委員会が他から批判を受けるような、そういう事例は山ほどございます。そういう中で、あなたが以心伝心、論功行賞、こういう中で、選管事務局の書記を務めておる成瀬氏を選任をされてきたと、こういう経過があるです。

もう少し違ったたとえを申し上げるならば、魚心あれば水心ありと、みんな一緒です

よ。論功行賞、以心伝心も、魚心あれば水心ありと、そういう一連の中で今回の人事案件として副町長に成瀬 敦氏が出てきた。その具体的なあらわれとしては、町長選挙という選挙期間のわずか5日間の問題じゃないですよ。双方が立候補を表明をされたころから結果が出るまで、一連の問題としてその功績大なりと、言わず語らずだと、あとは水を得た魚になるかどうかと、こういう判断だけでしょう。違いますか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まことに残念でございます。そういうふうなとり方ばかりされて、本人の人格というものを認めていただけないということがまことに残念でございますけれども、私はそんな気持ちは一切ございません。彼の人格形成、人格、それから行政に対する意欲、そういうものを非常に勝っておりまして、今回のこういう人事をさせていただくということでございますので、改めてまたよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本人の人格云々というところに至る以前の問題として、本人の人格がどこにあるとかこうだとかということではなくて、あなたの言葉をかりれば、極めて残念な指摘を私がしなければならん。私から指摘を受けて、極めて残念だと、全くその言葉をあなたに返したい。あなた自身、町民の有権者の審判を得て、幸田町という自治体の首長になられた。なられたときに、みずから振り返ってこれからどうするかと言ったときに、批判は全部受けて立つとは申しません。それは、利にかなうものかなわないもの、いろいろございましょう。それは取捨選択されてしかるべきです。しかし、おのれの胸に聞いてみて、そういう批判や指摘が当を得とるかなと、思ったとしても口には出さん。口には出さないけれども、後々の行動の中に示されてこなければ、何を学んできたんだということになるんですよ。

あなたも町長の就任の日に、いや6カ月間は長かったと、やっと古巣に会えてと、こういう、それはいいですが、私に言わせれば、じゃあ6カ月間、町長選挙に絡めた運動をやられて、人間が一回り大きくなったのか、それとも選挙をやって人が悪くなっちゃったかと、こういう思いを持たれるかどうかはこれからですよということなんです。

これからですが、その試金石として副町長が論功行賞であり、以心伝心であり、魚心あれば水心という人選ではなかったのかということをおし上げておるんです。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） もう何度も申し上げますけれども、私はそのような意図は全然ございません。論功行賞というのは、どういう意味から出てきているのかよくわかりませんが、私は誠心誠意を持って成瀬 敦氏を私の副町長として幸田町発展のために必ずや努力してくれるということを確信いたして今回お願いしているわけですので、その点を十分に御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

12番、内田君。

○12番（内田 等君） この8月の選挙において大須賀新町長が誕生したわけでありましてけ

れども、まずもって当選、おめでとうと、こういうふうに思います。これから町の行財政、非常に大変かと思いますが、全力を挙げてやっていただきたいと思っております。

先ほど伊藤議員からも質疑があったわけでありましてけれども、この9月3日の議会運営委員会でも、私は総務部長がおられたから、総務部長にも言ったんですが、この時点でなぜこの議案についての人事案件、ほかの人事案件は皆名前も出ておったんですが、ただ副町長の部分だけが出ていなかったと、なぜだと言ったら、慎重に検討をしておると、こういうことであったわけでありまして、きょうこの名前を知ったのが、事実、議員各位も皆そうでしょうけれども、きょう初めて成瀬 敦氏ということで町長から提案をされたわけでありまして、しかしその時点、9月3日の時点では、もう一部では、今度はこの人だよということがほぼというか、もう確定しておるという状況の中で、やはり慎重にというなら、やはり我々もある程度事前に知るべきであろうなど。

この人事というのは、もうそんな10日までという話でしたから、当然きょうまでという話だったんですが、本来でいけば、もう事前にはらは決められておられたと思うんです。ということは、もう1週間前に私も聞いておりましたから、今度、副町長の選任はこうだということを知っておったわけでありましてけれども、やはりそういった意味からして、これからもこういう人事というのはあると思うんです。そういったときに、やはり議案として出される以上、3日前には当然、土日を挟めば別ですが、議会運営委員会というのは当然1週間前にはやっておるわけですから、その時点でやはり人事、この人だということをご提案されるべきだと思うんです。

今回、それがなかったわけで、本当に我々もきょう初めてこうだと、成瀬 敦副町長をお願いしたいという議案が提案をされたわけでありましてけれども、やはりそういったことはやっぱり私はどうしても納得がいかない。今までもそういうことがあったことはありましたよね、そういう人事案件については。ほかの議案はそんなことは絶対ないわけですが、人事というのは慎重を期するという意味で、そういうこともわからんわけではありません。しかし、ことここの副町長というのは、本当にこれから町長を支えると同時に我々幸田町全般を見ていく段階の中で、きょう出されて、この人がいいか悪いかということ判断しろと言うんじや、余りにも我々議員の一人として非常に難しい判断をせざるを得んなど、こんなことを思うわけですが、今後のことを踏まえながら、こういう事態、いつどういふことがあるかはわかりませんが、そういうことについての今後の対応について、どうでしょう。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほども伊藤議員にも申し上げましたように、以後につきましては、このようなことのないように、早期に決定する方向で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 12番、内田君。

○12番（内田 等君） 今後については十分対応をされるという答弁だったと思いますが、本当にこういう重要な案件ですから、そういうものについては、十二分に、事前に我々議会側にも提案をしていただくと、こういうのはもう当たり前の話だろうというふうに思います。

したがって、きょうはつきり町長はそうおっしゃったから、今後はこういうことはないだろうと私も確信をしておるわけでありますけれども、やはり先ほども同僚議員である伊藤議員から指摘があったように、議会軽視だと言われても、私はやむを得ん部分はあるなど、やはりそういったもの、議会なんかはどうでもいいんだと、当日提案でやればいいんだという、そういう認識を持っておられると、非常に私はちょっと情けないなど、こんなことを思うわけで、どうかそういうところを踏まえて、今後は十分にそういうことを、今回のことを反省をしながらやっていただくということをお誓いできますか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） そのような対応をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 12番、内田君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 既にここにいる議員の皆さんも9月早々には名前を聞いておったよということをお聞きをしたわけでありますけれども、私もうわさでは聞いておりましたけれども、しかし実際はきょう初めて活字となって議案書として提出をされたわけでありまして、初めて知ったということでございます。

その前に、きのう部課長会議があったそうでございますけれども、この部課長会議の中で町長のほうから成瀬 敦という名前が明らかにされたということでもありますけれども、そうした点からすれば、先ほどの2人の議員が言われたように、議会軽視ということにもなりかねない問題ではないかというふうに思うわけでありますけれども、その点についていかがかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 昨日の部課長連絡会におきまして、今議会の提案をこのようにしたいという話はさせていただきました。

その時点において、議会の皆さんに連絡するということはいたしませんでしたけれども、一応、そういう本人の退職が出ておるとのことでの報告だけはさせていただきました。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした議案が差しかえる、そういう場合について言えば、速やかに届けるというふうになっておりますよね。

部課長会議で明らかにされるならば、昨日までに議案を配付してしかるべきではなかったかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） そのように考えて、早々に対処する方法もあったかと思えます。

現実には事後になって大変申しわけないと思えますけれども、御了承いただきたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、副町長の権限についてお伺いしたいというふうに思います。

地方自治法が改正をされまして、助役から副町長ということで変わってまいりました。その中で、この副町長の権限についても、それまでの助役と違って拡大がされたということでございますが、御自身が副町長を経験をされ、そしてその権限についてどのように拡大され、またそれをどう行使してこられたのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が助役、副町長になった段階におきましては、近藤町長は現状のままということで、規則改正等はされないで、私に権限を与えていただく場もございません。そういうことで今まで来ておりますけれども、私は規則改正するかしないかは今後の問題としまして、ある程度、内部の権限はかなり、部課長ともどもそうですけれども、何でもかんでも町長、町長が判断するというんじゃないくて、その責任の所在を持った部長・課長がおるわけでありまして、組織を動かすためには、その長が責任を持って当たるよというということで私は就任の冒頭に部課長にも申し上げておりますとおり、副町長におきましても、規則を改正するかしないかはまだちょっとよく考えたいと思っておりますけれども、内部を統括する責任者としての責任というものを持っていただくような方法で現在は考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この副町長に権限についての問題でありますけれども、助役から副町長に変わったときに、今まで与えられていなかった権限が拡大をされてきた、この内容について御披露いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 権限は拡大といいますか、今のところは、まだ先ほど申し上げたように、内部をよく見て、それをどうして規則で改正していこうかというようなことでありますけれども、要するに人事案件から内部の財政、そのような問題等も、どの程度責任を持たせるかについては、よく今から検討をして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 提案説明の折に、町長は、今まで総務関係を25年間歩いてきて、その内容にたけているということをおっしゃったわけでありまして、そうした点から、今度の人事の関係で言えば、若手の登用という形で、一面期待される部分というのもあるかという見方もございますし、そうした点からすれば、やはり今までどおり単なる補佐役としてだけではなくて、この副町長に対する期待感というものもまたあろうかというふうに思いますが、そうした点から、みずからが副町長として歩いてこられた、その立場に立って、この副町長の人事、また権限の内容について、やはりもう少し前進をさせていく、そういう考え方に立たれるのかどうか、重ねて伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の現職のときと私の味わってきた内容を新しい副町長には十分調整しながら、例えば一つの大きな、例えば私が掲げておりますようなITだとか事業

仕分けのPTといいますか、プロジェクトチーム等々のそういう責任者をやらせてもらいながらというような、そういう考え方も今持っております。そういう一つの大きなPTを動かしていただく責任者としてやらせてもらうとか、新たに一步踏み出て、従来私がやっていて、私も反省するところについては、新しい副町長に任せていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この固定資産評価員ということですが、地方税法では、「町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う評価の決定を補佐する」、そういう補佐をすることによるということで、「固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者」と、こういうのが地方税法の定めでございますよね。

この案件も、きょう、議案の差しかえががあって、きょうの9時前までは白紙で議員のほうに出されておった議案ですよね。それが副町長の選任議案とセットとして、ここに白紙であったところに評価員として成瀬 敦氏と、こういう名前が出てくるわけですよね。

そうすると、素直な気持ちで考えると、いろいろ地方税はあせよこうせよと、こういう要件がありますよと、こういうことがあるわけけれども、幸田町の場合はそういうことは全く関係ないと。あなたもそうだったと、あなたもそうだったし、幸田町の歴代の固定資産の評価員はすべて指定席だと。その人の経験があるとか学識を有するとかいうことは全く関係なくて、要は、助役の席に着き、副町長の席に着いた者は、指定席として固定資産評価員になる。固定資産評価員とは、そんなものか。

指定席だよという点で、間違いございませんね。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 指定席とおっしゃれば、歴代の大浦町長初め歴代の助役がその任に当たってきたことは間違いございません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が指定席だと言ったことに対して、指定席だという指摘がされれば、指定席だよと、こういうことをあなたは今答弁で認めたということなんですよね。

そうすると、先ほど申し上げた地方税法の404条、適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助する。しかも、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからというものは全く関係ない。飾り文句に過ぎん。

どういう経歴があろうと、どういう学識を有するか、有しないかは、全く場違いの話。要は、副町長に選任された者については、次は指定席として評価員の席が用意されてありますよと、この程度の認識ですよね。その程度の職務だと、そういうふうに断定してよろしいですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 歴代の助役、副町長がこういう形で務めてきたわけでありましてけ

れども、要は、固定資産の評価長として評価の内容を町長に伝える、こういう評価をしましたということで町長に伝える、その職務だということで、一番それが適任であろうということで今までこういう流れがあったんだろうというふうに思っております。それが悪いというふうに私は思っておりません。そのような形で、十分に精査がされて、町長に対して評価したものを、このように評価しましたということでのお伝えをするわけですから、公平な立場でその職務を遂行するということできたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、歴代の助役、あるいは副町長、すべからくみんな指定席に座ってきたと。つまり、あなたが所信表明の中で述べておった前例踏襲は排除すると、前例踏襲とは何も変わらんことだよと、そんなことは私は今後4年間やっていきませんよと、こういうのが所信表明の中の言葉にあらわれている。あらわれているけれども、やってきたことで、今、どうだと言ったら、歴代みんな助役がなってきたがや、副町長がやってきたがや。つまり、前例踏襲をすることによって、何の変化もないと。地方税法がどういう形で何を求めようと、そんなことは関係ねえと、指定席切符のところ指定席の切符を持った成瀬 敦氏が指定席に座るだけの話ですよと、こういうことですよ、結論は。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幾らお話ししても尽きない形かと思えます。

私は前例踏襲と言っても、いいものと悪いものいろいろあるかと思えます、前例踏襲にもですね。現在のこの方法が一番ベターであろうということでの内容でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、承認第1号の質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、承認第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決

定いたしました。

これより、ただいま議題となっております4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第34号議案 副町長の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第35号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第36号議案 教育委員会委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案どおり同意されました。

次に、承認第1号 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 冒頭に配付いたしました資料、幸田町決算審査意見書の中身におきまして一部訂正箇所がございましたので、意見報告前に差しかえをさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

日程第9

○議長（鈴木三津男君） 日程第9、第37号議案から認定第10号までの23件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第37号議案から第40号議案までの4件について、提案の理由を説明させていただきます。

まず、第37号議案について、お願いをいたします。議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

14ページをお開きください。

改正の内容につきましては、第1条 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

一月の時間外勤務時間数が60時間を超えた場合、超えた分につき、その時間外手当に100分の25相当分を加算するというものでございます。

第2条は、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

前条の加算分については、手当に変えて代休時間として取得することも可能となるものであります。

なお、代休時間として取得するには、60時間を超える16時間単位をもって半日の代休時間に変えることができるものであります。

第3条は、幸田町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正でございます。

今回の改正によって取得する代休時間については、職員団体等の活動制限の対象外となるものであります。

議案関係資料につきましては、17ページから22ページであります。御参照いただきたいと思っております。

次に、第38号議案について説明をいたします。

17ページをお開きください。

幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

18ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、父子家庭を新たに支給対象とするために児童扶養手当法の一部を改正する法律により、他の給付との調整を図るための同法第4条第2項が改正されることに伴い、幸田町消防団員等公務災害補償条例の附則第5条第7項第1項中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加えるものでございます。

附則におきましては、同日施行期日を公布の日からとするものであります。平成22年8月1日からの遡及適用をお願いするものでございます。

なお、議案関係資料につきましては、23ページから24ページでございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、第39号議案について説明をいたします。

19ページをお開きいただきたいと思っております。幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

20ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、幸田町火災予防条例第29条の5に1号を加えるものであります。

追加する6号につきましては、複合型居住施設用自動火災報知設備が実用化等、一定の進捗が見られたことにより、複合型居住施設に設置された場合、必要とされる防火安全性能を確保できることとなり、住宅用防災警報器、または住宅用防災報知設備の設置を免除できる規定が追加されたものでございます。

附則におきましては、施行期日を平成22年12月1日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、25ページから26ページでございます。御参照ください。

次に、第40号議案について説明をいたします。幸田町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

21 ページをお開きください。

提案の理由といたしましては、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

22 ページをお開きください。

改正の内容といたしましては、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、引用条項の整理をするものでございます。

第8条中「第72条の5」を「第72条の4」に改めるものでございます。

附則におきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、27 ページから28 ページでございますので、御参照いただくようお願いいたします。

続きまして、補正予算関係について説明をいたします。

別冊となっております補正予算関係をごらんください。

初めに、第41号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書1 ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ9,003万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ127億4,003万4,000円とするものであります。

また、第2条、地方債補正につきましては、道路改築事業、道路整備事業及び高規格救急車整備事業の3事業合計3,400万円の起債の借り入れを取りやめることをお願いするものでございます。

それでは、主な補正内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書8 ページをお開きください。

10 款町税では、個人所得割において、経済不況による大幅な減収を見込んでおりましたが、減少幅が予想を下回ったため、2億円を追加するものであります。

33 款の地方特例交付金は、交付額の決定により、減収補てん特例交付金等を追加するものであります。

次に、60 款の県支出金につきましては、国際化推進や公園整備に対する県補助金を追加いたしました。

70 款寄附金は、坂崎小学校・幸田小学校及び幸田中学校に対する指定寄附金を追加するものであります。

次に、10 ページをごらんください。

75 款繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計からの繰入金を追加し、財政調整基金の繰り入れの減額で全体の調整をするものであります。

80 款繰越金につきましては、予算現額に対し4億512万1,000円の消化となりましたので、その全額を追加するものであります。

90 款町債につきましては、道路改築事業1,100万円、道路整備事業900万円及び高規格救急車整備事業1,400万円について、起債の借り入れを取りやめるものであります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。

まず、15款総務費、20款民生費において、人件費の補正をお願いしておりますが、内容としましては、18ページの給与費明細書のとおり、人事異動等に伴うものが主なものとなっております。

12ページにお戻りいただき、総務管理費において、国際化推進事業でフレンドシップ関連の委託料を追加するものであります。

次に、20款民生費ですが、社会福祉費において福祉行政の充実を目指し、福祉施設整備基金へ3,000万円の積み立てと、後期高齢者医療給付費の前年度精算分の負担金を追加するものであります。

次に、14ページをお開きください。

25款の衛生費につきましては、女性特有がん検診国庫補助金の前年度精算分の還付金を新規計上し、その他、産休代替の臨時職員賃金を追加するものであります。

次に、35款の農林水産業費につきましては、農地費において農業集落排水事業特別会計繰出金の減額をするものであります。

次に、45款の土木費につきましては、道路橋梁費で広田川改修関連用地購入費と生活道路整備工事費を追加するものであります。

また、都市計画費では、幸田駅前土地区画整理事業特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金の減額と、次ページをお開きください。公園一般事業で相見地区の公園工事費等を追加するものであります。

次に、55款教育費につきましては、坂崎小学校・幸田小学校・幸田中学校に寄附金をいただきましたので、図書及び本棚等の備品の購入を追加するものであります。

70款の諸支出金につきましては、土地取得特別会計への繰出金を追加するものであります。

次に、4ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2条の地方債の補正であります。道路改築事業1,100万円と道路整備事業900万円及び高規格救急車整備事業1,400万円の借りにつきまして、公債費比率を少しでも減少させるため、取りやめるものであります。

以上が、平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、第42号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の19ページでございます。

歳入歳出それぞれ575万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,754万4,000円とするものであります。

補正予算説明書は、26ページをお開きください。

歳入につきましては、一般会計から繰入金2,597万6,000円と前年度繰越金2,477万6,000円を追加し、歳出につきましては、28ページのとおり、ハッピーネス・ヒル・幸田代替用地購入のため5,075万2,000円を追加するものであります。

次、第43号議案でございます。平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号) についてであります。

補正予算書の31ページでございます。

歳入歳出それぞれ216万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ29億2,242万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書38ページをお開きください。

歳入につきましては、療養給付費等交付金につきましては、過年度の精算交付金を追加し、前年度事業実績に伴う精算等を前年度繰越金と基金繰入金の減額により調整をいたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書40ページをお願いいたします。

介護納付金では、介護保険給付金額の確定により減額し、諸支出金では、前年度の精算により国庫支出金と還付金を追加いたしました。

続きまして、第44号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計補正予算(第1号) についてでございます。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ197万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ433万2,000円とするものであります。

補正予算説明書50ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、補正予算書52ページをお開きください。諸支出金において、過年度精算により国・県負担金等の償還金・還付金を追加するものであります。

続きまして、第45号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) でございます。

補正予算書の55ページでございます。

歳入歳出それぞれ88万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,143万1,000円とするものであります。

補正予算説明書62ページをお開きください。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、64ページのとおり、一般会計の繰出金を歳入と同額追加し、調整をいたしております。

続きまして、第46号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号) でございます。

補正予算書の67ページでございます。

歳入歳出それぞれ2,585万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ13億762万7,000円とするものであります。

補正予算説明書74ページをお願いいたします。

歳入につきましては、支払基金交付金と県支出金の過年度分の精算交付金及び前年度繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書76ページをお願いいたします。

諸支出金では、過年度精算により国庫支出金等の返還金を追加し、基金積立金の追加により全体の調整をするものでございます。

続きまして、第47号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書79ページをお願いいたします。補正予算説明書につきましては、82ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はありません。補正の内容といたしまして、前年度繰越金730万4,000円の追加により、一般会計からの繰入金を同額の730万4,000円減額するものでございます。

次に、第48号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書85ページでございます。補正予算説明書につきましては、88ページをお開きください。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。補正の内容といたしまして、前年度の繰越金769万2,000円の追加によりまして、一般会計からの繰入金を同額の769万2,000円減額するものでございます。

続きまして、第49号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書91ページ、補正予算説明書につきましては、94ページをごらんください。

今回の補正は歳入のみでございまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。補正の内容といたしましては、前年度の繰越金1,046万8,000円の追加により、一般会計からの繰入金を同額の1,046万8,000円減額するものでございます。

次に、認定第1号から認定第10号までの決算認定について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定に付すものでございます。

一般会計から順次説明を申し上げますので、別冊の「平成21年度各会計決算書」及び「平成21年度決算に係る主要な施策の成果の説明書」をごらんいただきたいと思っております。

まず、認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算についてでございます。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりでございます。

決算書182ページをお開きください。

歳入決算総額146億4,012万5,000円、歳出決算総額139億1,041万5,000円で、差引額7億2,971万円となりました。

21年度においては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が1,858万9,000円でありましたので、実質収支額につきましては、7億1,112万1,000円となっております。

決算額の増減の大きな費目について説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の18ページから71ページ及び成果の説明書の21ページからごらんください。

平成21年度の税収の総額は、80億1,248万2,000円で、前年度比6億7,

667万2,000円、7.8%の減収となっております。

10款町税では、町民税個人分はほぼ前年並みでしたが、法人分については、自動車関連企業を初めとする主要企業が軒並み業績不振となり、前年度比12億4,079万1,000円の大幅な減となりました。町民税全体では26億5,502万4,000円で、前年度比12億5,252万8,000円、32.1%の減収となりました。

固定資産税につきましては、評価がえに伴う土地・家屋分の減があったものの、大規模償却資産に係る課税権が県から町へ移行したことにより、固定資産税全体では47億8,487万4,000円で、前年度比6億796万3,000円、14.6%の増となりました。

その他、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税において、総額で5億7,258万4,000円となり、3,210万7,000円の減となっております。

次に、15款の地方譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い名称変更があり、1億4,903万3,000円で、ほぼ前年並みとなりました。

20款の利子割交付金、21款配当割交付金、22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、景気低迷により交付額は総額で4,010万2,000円となり、590万1,000円の減で回復いたしませんでした。

23款地方消費税交付金は、3億8,905万5,000円で、6.6%の増、25款ゴルフ場利用税交付金は、2,353万円で、ほぼ前年並みとなりました。

30款自動車取得税交付金は、減税等により8,393万2,000円で、38.4%の減となり、33款地方特例交付金につきましては、自動車取得税交付金の減税分が補てんされたことにより1億3,913万3,000円となり、前年に比べ14%の増となっております。

次に、35款の地方交付税は、全額が特別交付税で、頑張る地方応援プログラム関連及び急激な税収の減に対する補てんにより、3,618万1,000円が交付されました。

40款の交通安全対策特別交付金は、609万2,000円で、ほぼ前年並みとなりました。

45款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と老人保護施設入所に係る本人及び扶養義務者負担金が主なもので、2億847万3,000円で、ほぼ前年並みとなりました。

50款使用料及び手数料につきましては、じん芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料が主なもので、2億2,381万2,000円で、ほぼ前年並みとなりました。

55款国庫支出金につきましては、13億1,066万8,000円で、前年度比91%の大幅な増となりました。

主な要因としましては、緊急経済対策関連として、定額給付金事業や子育て応援特別手当事業、公共投資臨時交付金等の補助金が新設されたことや、新駅関連の都市交通システム整備事業補助金やパークアンドライド事業関連の都市計画費補助金の増加によるものでございます。

60款県支出金につきましては、4億8,458万3,000円で、12.2%の減となりました。

主な要因は、農林水産業費補助金で、道の駅等の建設事業完了による減額によるものであります。

65款財産収入につきましては、7,859万3,000円で、土地の貸し付け、基金の利子、不動産の売り払いが主なものであります。

70款寄附金1,158万5,000円、障害者福祉や文化振興等のための指定寄附採納分でございます。

75款繰入金は、2億3,162万7,000円で、前年度比622.5%の大幅な増加となりました。

その要因といたしましては、新駅設置事業が本格化し、都市施設整備基金から繰り入れがあったためであります。

80款繰越金は、5億9,964万8,000円となり、前年度比2億2,552万5,000円の減となりました。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小・中学校の給食費実費徴収金などの他の費目に属さない収入金ですが、総額で4億2,953万6,000円となり、前年度比2.8%の増となっております。

最後に、90款町債は、21億8,200万円で、4億4,410万円の増となりました。

これは、幸田中央公園整備事業を初め（仮称）相見駅周辺開発整備事業、救助工作車整備事業及び学校給食センター移転改築事業のための借り入れと景気の低迷の長期化に備え、減収補てん債及び臨時財政対策債の借り入れを行ったことによるものでございます。

次に、歳出について、主なものを説明申し上げます。

歳出につきましては、その概要は性質別に説明をさせていただきますので、主な施策の成果の説明書14、15ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で28億4,130万1,000円となり、2.2%の減でございました。これは、期末・勤勉手当や地域手当など、職員給の減等によるものでございます。

扶助費につきましては、8億8,757万5,000円で、2.2%の増、公債費は10億3,331万8,000円で、1.5%の減となりました。

次に、物件費は、18億5,731万7,000円となり、3.9%の減となりました。これは、税務システム改修費等の減が主な要因でございます。

維持補修費につきましては、大規模修繕がなく、1億6,202万1,000円で、15.5%の減となりました。

次に、補助費等につきましては、定額給付金給付事業5億5,774万3,000円や法人町民税の還付金2億9,481万9,000円の増等、経済危機による臨時的な支出により22億495万2,000円で、69.8%の大幅な増となりました。

積立金は、15億8,100万9,000円、28.9%の増となりました。これは、財政調整基金を15億6,416万7,000円積み立てし、不況の長期化に備え、財政の健全性の確保のため積み立てを実施したものでございます。

普通建設事業におきましては、21億3,476万8,000円で、前年度に比べ22.3%、6億1,367万9,000円の減となりました。

主なものとしましては、国庫補助事業分として、新駅周辺整備、給食センターの移転改築、新駅及び自由通路設置、野場横落線等道路整備事業を実施することができました。また、国庫補助事業以外の単独事業では、町民会館の借地解消、障害者地域活動支援センターの建設、救助工作車の更新、生活道路の整備事業等を実施いたしました。

災害復旧費につきましては、前年度は8月末豪雨による大きな被害がありましたが、本年度は台風18号による倒木等の被害が主なものとなり、1,153万5,000円で、91.9%の大幅な減となりました。

なお、平成21年度におきましては、中央小学校体育館改築事業を初め9事業で総額5億4,503万8,000円を次年度へ繰越明許いたしました。

最後に、財政指標について説明いたします。

主な施策の成果の説明書の18ページをお願いいたします。

まず、単年度の財政力指数ですが、法人町民税の減少により1.51から1.47となり、0.04ポイントの低下となりました。経常収支比率につきましては、75%から71.6%となり、3.4ポイントの減少となりました。

この減となった要因としましては、分子である経常経費充当一般財源が人件費、物件費等の歳出削減により減少し、分母は税収が大きく落ち込みましたが、減収補てん債等の借り入れをそれ以上行ったため、結果的に分母が増となり、数値が改善されたものであります。借り入れを除けば、実質的には悪化している状況でございます。

公債費比率は、11.3%から10.5%と、0.8ポイントの減少となりました。これは、幸田中学校校舎建設事業の元利償還完了等によるものでございます。

以上が一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計について順次説明を申し上げたいと思います。

認定第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の185ページから204ページ並びに主要な施策の成果の説明書は125ページからをござらんください。

歳入決算総額4億6,078万4,000円、歳出決算総額4億3,600万7,000円で、差引額2,477万7,000円でございます。

歳入といたしましては、幸田中央公園用地及び深溝運動公園用地の一般会計への売り払い収入4億4,205万3,000円が主なものでございます。その他としては、大草地内の遊休用地売り払い等で、前年度比1.3%の増となりました。

歳出といたしましては、町道用地等の先行取得により3,478万4,000円と公債費は3億6,607万1,000円で、幸田中央公園の元金及び利子の償還が主なものであります。その他としましては、基金利子を土地開発基金へ繰り出したものでございます。

次に、認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書207ページから254ページ並びに主要な施策の成果の説明書139ページページからをらんください。

歳入決算総額26億7,044万4,000円、歳出決算総額26億2,466万9,000円で、差引額4,577万5,000円でございます。

歳入につきましては、5年間据え置いていました保険税率の改正により、国民健康保険税は8.4%の増となりました。国庫支出金の減等により、歳入総額は3,109万2,000円、1.2%の減少となりました。

歳出につきましては、療養給付費等の増加がありました。総務費でシステム改修委託料の減や政権移行による老人保健拠出金の減少により、歳出総額は2,358万4,000円、0.9%の減少となりました。

なお、平成22年3月末の加入世帯数は4,546世帯で、前年度より7世帯増加し、被保険者数は8,784人で、前年度より3人の減少となっております。

続きまして、認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書257ページから278ページ並びに主要な施策の成果の説明書は、155ページかららんいただきたいと思います。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の発足に伴い、制度が廃止となり、本年度は過誤請求及び過去の請求漏れ医療費のみとなったために、決算額は大幅に減少し、歳入決算総額は735万4,000円、歳出決算総額は537万6,000円で、差引額は197万8,000円となりました。

歳入の主な内訳は、国庫支出金441万1,000円と医療給付費の調整に伴う返還金等231万9,000円となっており、歳入総額で前年度対比1億7,273万4,000円、95.9%の大幅な減となりました。

一方、歳出といたしましては、支払基金交付金の過年度返還金103万5,000円と一般会計への繰出金379万1,000円等となり、歳出総額で前年度比1億7,4337万円、97%の大幅な減となっております。

次に、認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書が281ページから304ページ並びに主要な施策の成果の説明書163ページからをらんいただきたいと思います。

歳入の決算総額2億3,393万9,000円、歳出決算総額が2億3,305万1,000円で、差引額は88万8,000円となりました。

歳入の主な内容は、被保険者の増により保険料が1億8,429万5,000円、国庫補助金134万4,000円、保険基盤安定繰入金が3,379万8,000円、広域連合受託事業収入が582万2,000円となり、歳入総額で前年度対比642万5,000円、2.8%の増となりました。

歳出といたしましては、一般事務費等の総務費が750万1,000円、広域連合納付金2億1,759万6,000円、健康診査等保健事業544万1,000円などとなり、歳出総額で前年度対比780万8,000円、3.5%の増となっております。

次に、認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書307ページから346ページ並びに主要な施策の成果の説明書は、171ページからごらんいただきたいと思います。

歳入決算総額は12億2,953万4,000円、歳出決算総額は12億661万7,000円で、差引額は2,291万7,000円となりました。

歳入の主な内訳は、第1号被保険者保険料が2億6,878万2,000円、国・県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が7億5,220万2,000円、前年度からの繰越金が778万9,000円、一般会計からの繰入金は1億8,033万7,000円となり、歳入総額で前年度対比4,085万8,000円、3.3%の増となりました。

歳出といたしましては、介護給付費及び審査支払手数料で11億3,003万9,000円、要介護認定に係る経費として1,615万6,000円、一般管理費、賦課徴収事務合わせて1,276万1,000円、地域支援事業費として3,349万円などとなり、歳出総額で前年度対比4,573万円、3.9%の増となりました。

次に、認定第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書368ページをごらんください。

歳入決算総額は3億8,043万5,000円、歳出決算総額は3億5,953万7,000円で、差引総額2,089万8,000円となりました。

21年度におきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が1,359万3,000円ありましたので、実質収支額につきましては、730万5,000円となりました。

歳入につきましては、決算書349ページから並びに主要な施策の成果の説明書は、185ページからごらんをいただきたいと思います。

主な内訳は、都市計画道路整備に係る国・県支出金が1億9,668万円、一般会計からの繰入金が9,700万円、前年度繰越金が875万5,000円、町債が7,800万円となり、歳入総額で前年度対比1億570万9,000円、38.5%の増となりました。

歳出といたしましては、人件費を初めとする総務管理費として1,834万2,000円、移転補償費等の土地区画整理事業費3億4,119万6,000円となり、歳出総額で前年度対比9,356万6,000円、35.2%の増となりました。

次に、認定第8号 平成21年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書は371ページから392ページ並びに主要な施策の成果の説明書につきましては、193ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入決算総額4億4,160万5,000円、歳出決算総額4億3,391万2,000円で、差引総額769万3,000円となりました。

歳入の主な内訳は、受益者分担金が988万2,000円、処理施設使用料が7,53

7万6,000円、県補助金は、処理場機能強化対策による6,379万1,000円と大幅に増加し、繰越金が755万6,000円、一般会計からの繰入金が2億5,500万円となり、歳入総額で前年度比8,714万3,000円、24.6%の増となりました。

歳出といたしましては、職員1人分の人件費を初めとする総務管理費のほか、維持管理費として処理場の施設管理、保守点検委託料及び道路等の維持補修に加え、本年度は機能強化対策事業を行い、2億5,568万4,000円、公債費は1億6,411万6,000円となり、歳出総額で前年度対比8,700万6,000円、25.1%の増となっております。

次に、認定第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書の395ページから418ページになります。主要な施策の成果の説明書は201ページからでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入決算総額8億8,013万円、歳出決算総額8億6,966万1,000円で、差引額1,046万9,000円となりました。

歳入の主な内訳は、受益者負担金が賦課区域の増により3,654万9,000円、下水道使用料は1億7,273万8,000円で、ほぼ前年並みとなっております。国庫支出金は1億7,478万1,000円で、前年度に対して7,318万7,000円の大幅な増となり、町債につきましては8,010万円、繰入金を3億9,500万円とし、歳入総額で前年度対比2,358万5,000円、2.6%の減となりました。

歳出におきましては、職員5人分の人件費を初めとする総務管理費のほか、浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金など維持管理費が1億1,858万1,000円、公共下水道建設事業費は、区画整理事業区域内と周辺集落区域の整備となり、3億4,253万4,000円、公債費は3億4,840万7,000円となり、歳出総額で前年度対比1,418万1,000円、1.6%の減となりました。

平成21年度末の整備状況は、単独公共下水道区域が整備済み面積134.5ヘクタール、管渠延長4万5,971.4メートル、流域関連公共下水道区域が整備済み面積418.9ヘクタール、管渠延長11万2,404.7メートルとなりました。

下水道の普及率は68.4%となり、前年度末の0.8%の伸びとなっております。

最後に、認定第10号 平成21年度幸田町水道事業会計決算認定についてでございます。

決算書436ページから465ページ並びに主要な施策の成果の説明につきましては、231ページからごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出については、営業収益など6億6,542万5,000円の収入に対し営業費用など6億1,160万3,000円を支出した結果、4,882万2,000円の収入差し引きとなりました。

なお、損益計算上の当期純利益は3,111万2,000円となり、前年度の繰越利益剰余金を加え、4,538万円の未処分利益剰余金となりました。このうち減債積立金に1,500万円、建設改良積立金に1,500万円を積み立て、残高1,538万円を

翌年度の繰越利益剰余金といたしております。

また、資本的収入及び支出については、工事負担金収入等に対して建設改良費等を支出した結果、収入差し引き2億5,161万6,000円の不足となり、これは建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、平成22年度第3回の幸田町議会定例会に提案しました単行議案4件、補正予算9件、決算認定10件について提案をさせていただきましたけれども、何分早口で説明いたしました。

慎重に審議の上、全議案可決・承認賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第10

○議長（鈴木三津男君） 日程第10、ここで鴨下 登監査委員から決算審査意見の御報告をお願いします。

鴨下 登君。

〔監査委員 鴨下 登君 登壇〕

○監査委員（鴨下 登君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

報告に入らせていただく前に、一言おわびを申し上げたいと思います。

先ほど総務部長からお願いがありましたとおり、お手元に配付させていただいております審査意見書に訂正箇所が出てまいりました。大変申しわけございませんでした。

訂正箇所は、意見書の第1ページ、第4 審査の結果の欄でございます。大変御迷惑をおかけいたしました。よろしく御訂正をお願いいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。

去る7月27日から8月6日まで実質6日間にわたり行いました平成21年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成21年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属資料、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の19ページ、第6「むすび」に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、同「むすび」の欄を朗読させていただきます。

平成21年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して、本審査のむすびとする。

平成21年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入209億4,435万円、歳出200億7,925万円で、前年度と比較し歳入で3億3,229万円(1.6%)、歳出で1億8,675万円(0.9%)おのおの増加となっている。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は8億6,510万円で、この形式収支から翌年度へ繰り越す財源の3,218万円を差し引いた実質収支は8億3,292万円、また単年度収支は1億2,823万円の黒字となっている。

一般会計の歳入は、総額146億4,012万円で、前年度と比較し3億1,366万円の増額となっている。

町民税の個人分はほぼ前年並みであったが、法人分については、自動車関連企業を初めとする主要企業が軒並み業績不振となり、12億4,079万円の大幅な減収となった。

固定資産税の償却資産分において大規模償却資産に係る課税権が県から町に移り、前年度比6億5,361万円の増となったにもかかわらず、町税全体では80億1,248万円、前年度と比較し6億7,667万円(7.8%)の減少となった。

町税以外で減少となった主な科目は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金及び繰越金などであった。

一方、地方消費税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、財産収入、繰入金及び町債などは増加となった。中でも、国庫支出金が6億2,434万円、町債が4億4,410万円の大幅な増加となっている。

増加の要因として、国庫支出金については、定額給付金5億5,761万円の増、町債については、幸田中央公園整備を初め(仮称)相見駅周辺開発整備、救助工作車整備、学校給食センター移転改築各事業に加え、景気の悪化による税収の減少を補うべく、減収補てん債と臨時財政対策債で17億6,300万円の借り入れをしたことによるものである。

地方自治の確立・強化のために重要な指標の一つとされる自主財源比率は、税の大幅な落ち込みにより、前年度と比較し6.0ポイント悪化し、66.9%の結果となった。

一般会計の歳出総額は、139億1,041万円で、前年度と比較し1億8,360万円増加している。

主な増減要因を歳出目的別に見ると、増加した費目は、定額給付金支給事業、法人町民税の還付、新駅及び自由通路設置事業等により総務費で9億9,551万円の増、次に財政調整基金積み立ての増加により、諸支出金で7億3,772万円の増、また労働費では、経済危機対策として創設された緊急雇用事業等により2,779万円の増などが主なものとなっている。

次に、減少した費目は、教育費で給食センター移転改築事業費の減、幸田小学校増築事業の完了等に伴い6億2,455万円の減、土木費では、都市施設整備基金積み立ての減額等で5億6,466万円の減、その他農林水産業費では、道の駅建設事業の完了等により2億3,724万円の減などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額63億423万円、歳出の総額は61億6,883万円で、ほぼ前年度並みとなっている。

土地取得特別会計は、歳入で591万円（1.3%）の増加、歳出は1,887万円（4.1%）の減少となった。

歳入では、幸田中央公園用地を初めとする売り払い収入が、歳出では、幸田中央公園用地の町債元金償還金が主なものとなっている。

国民健康保険特別会計は、歳入で3,109万円（1.2%）、歳出で2,358万円（0.9%）おのおの減少している。

歳入では、保険税において税率の引き上げ、医療分並びに後期分で限度額の引き上げがあり、6,702万円、また前期高齢者の医療費が増加したことにより前期高齢者交付金が5,283万円おのおの増加したが、療養給付等交付金で5,435万円、財政調整基金繰入金で2,686万円、財政調整交付金（国庫支出金）で2,439万円、一般会計繰入金で2,204万円等の減少があり、総体では減少となった。

歳出では、保険給付費が5,304万円増加したが、制度改革に伴うシステム改修費用がなくなり、総務費で4,017万円の減、また老人保健拠出金が精算分のみとなったため6,309万円と大幅減少となるなど、総体で歳入同様減少となった。

国保加入世帯は7世帯（0.15%）の増、被保険者は3人（0.03%）の減と、変動が少なかった。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度の創設により制度は廃止となったが、平成20年3月診療以前の遅延請求分と過誤請求等に係る事業費の執行があり、歳入で735万円、歳出で538万円となっている。

後期高齢者医療特別会計は、歳入は2億3,394万円、歳出で2億3,305万円となっている。

歳入で642万円（2.8%）、歳出で781万円（3.5%）の増加となっている。

介護保険特別会計は、歳入で4,086万円（3.3%）、歳出で4,573万円（3.9%）おのおの増加している。

歳入では被保険者の増、歳出では保険給付費の増加が主な要因となっている。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、歳入は1億571万円（38.5%）、歳出は9,357万円（35.2%）おのおの増加となった。区画整理事業の施行に伴う建物移転補償の実施件数が増加したことが主な要因となっている。

農業集落排水事業特別会計は、歳入は8,714万円（24.6%）、歳出では8,701万円（25.1%）おのおの増加となった。要因は、処理場5カ所の機能強化対策事業推進によるものである。

歳入での県補助金6,379万円、町債3,000万円が充当されている。処理区域内の水洗化人口は1万241人、水洗化率は95.8%、前年度に比べ0.6%の増となっている。

下水道事業特別会計は、歳入で2,358万円（2.6%）、歳出で1,418万円（1.6%）おのおの減少となった。これは、別途下水道事業会計に見る営業収支減少にスライドされたものである。

処理区域内の水洗化人口は2万721人、前年度より884人の増、水洗化率は83.0%で、前年度に比べ2.1%の増となっている。これは、水洗化人口、処理区域内人口がおおの増加したことによるものである。

未収金については、一般会計、5特別会計にわたり、国・県支出金を除く収入未済額の総額は5億1,808万円に達している。前年度と比較し、一般会計の町民税を初めとする町税全体で4,601万円、国民健康保険税で3,443万円と、合計で8,044万円が増加し、未済額の増加ペースは毎年加速しており、憂慮するものである。

景況が大きな要因となっていることは否めないが、意識の問題等要因は複雑化している。自治体の債権管理、回収は、公正かつ厳格でなくてはならない。収入未済債権については、債権ごとの的確な処理を図るべく、体制整備を含め、組織を挙げてのよりきめ細かな取り組みが肝要である。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は8.8万立米（1.7%）、年間総有収水量は13.6万立米（1.6%）と、それぞれ減少している。減少の主な要因は、大口受水者の景気後退等に伴う受水量の減少によるものである。

同要因等から総収益で前年比4.3%の減少となったが、総費用も4.5%減少し、その結果、最終純利益は前年度並みの3,111万円の計上となった。

引き続き、安定かつ良質低廉な水の供給に向けた取り組みが必要であるとともに、特に大口受水者の受水需要回復動向には注視すべきである。

主要な財政指標の状況は、単年度財政力指数1.47、経常収支比率71.6%は、良好な数値である。

実質収支比率5.2%（前年度比0.8%ダウン）は標準値とされる5%程度に近くなり、前年度に続き改善が見られた。

公債費比率10.5%は、前年度と比較し0.8ポイントの改善となったが、いまだ比較的高水準にあり、引き続き留意していく必要がある。

また、水道事業会計における経常収支比率は、前年度より0.3ポイントとわずかではあるが、改善されてきた。

以上を総括し、平成21年度は、世界同時不況の影響は3年目を迎えた今年度においてもとまらない状況である。景気は持ち直してきているとはいえ、失業率は高水準にあるなど、依然として予断を許さない社会経済情勢下にあります。

一方、地方財政を取り巻く環境は、政権交代により大きく変革を迎えました。「コンクリートから人へ」の政策転換により、多くの施策が凍結や新たに追加されるなど、大きく変化した1年でありました。

こうした国政・地方財政が変わる中、平成21年度本町の決算では、法人町民税が過年度分の過誤納還付金を勘案した実質ベースでゼロをも割り込むようなかつてない大幅な減収に陥り、財政運営上のやりくりには緊張を極めた決算であったと思われます。

地方主権が叫ばれる中であって、少子高齢化の進行、格差の拡大傾向、若年失業の増大など、さまざまな課題に取り組まなくてはなりません。さらには、こうした景気悪化や将来に対する社会不安は、滞納の増長などの新たな課題として浮かび上がってきています。

こうした状況の中で、今後の本町の行財政運営は、税収環境を大きく左右する景気回復見通しにまだまだ不透明感が払拭できず、ここしばらくはより厳しい運営を強いられることが予測されます。

限られた財源を最大限有効に活用し、安定した、かつ持続性のある行財政運営、住民サービスの向上に一層努められたい。

以上をもって、報告とさせていただきます。

〔監査委員 鴨下 登君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月13日月曜日午前9時から開きますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日12時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年9月10日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 鈴 木 修 一

議 員 大須賀 好 夫